

# 青森県報

第二千六百三十六号

平成十八年  
六月五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

証紙売りさばき人の指定……………(出納課)…一

### 公 告

肥料の登録……………(食の安全・安心推進課)…一

### 監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…一

## 告 示

青森県告示第四百六十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十一年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十八年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二  
三八五オートスクール株式会社

### 二 指定年月日

平成十八年六月五日

### 三 売りさばき場所

- 1 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二
- 2 三戸郡三戸町大字目時字上平五三

## 公 告

### 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により平成十八年五月二十九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十八年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三五三三号	肥料の 種類 副産石灰 肥料	肥料の 名称 焼成ラミ カル	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 七〇・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名又 は名称及び住所 ユニセラ株式会社 東京都台東区上野 五丁目二五の一七
-----------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------------------	----------------------------	---

## 監 査 委 員

### 監査結果に対する措置の公表

平成十八年 3 月 3 日付け青森県第122号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年 6 月 5 日

青森県監査委員 林 忠 男  
 同 鶴 賀 茂 世  
 同 小比類巻 雅明  
 同 平 山 誠 敏

- 1 監査箇所名 新産業創造課
- 2 監査対象事項 新産業創造課の平成16年度会計補助金に係る財務事務の執行状況
- 3 措置内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>新産業創造課におかれては、今回の監査結果等を踏まえて事務手続上の問題点を究明するとともに、早急に改善策を講じる必要がある。</p>	<p>新産業創造課において、直ちに事務手続の問題点の究明を実施した上で、以下の各項目に係る改善策を盛り込んだマニュアルを作成し、職員に周知した(平成18年3月15日)。        また、今後は、毎年度、補助金担当職員の課内研修を実施することとした。</p>
<p>なお、補助事業の執行にあたっては、特に下記事項に留意又は検討されるよう要望する。</p> <p>1 交付決定等の事務手続を年度末になってから実施した結果、審査が不十分であったり、事務手続のミスがあったり、計画した事業の一部が実施されないなどの弊害が生じていることから、年度末になってからの事業執行は極力避けること。</p> <p>2 補助事業の遂行面に重点がおかれるあまり、交付決定及び実績報告書の審査や現地調査の確認事務がおろそかになっている面があるので、これらの基本的な事務を確実に行うこと。        特に、交付申請にあたっては補助事業者の事業遂行の資金力を確認するための資料添付を徹底させるとともにこれに対する審査を十分に行うこと、実績報告書には原則として補助対象経費に係る支払証拠書類の写しの添付を求めると、現地調査においては機械類の製造番号や型式を確認、記録し写真を撮るほか、どのような書類を確認したのかを詳細に記録させ、調査結果を文書で報告させること。</p> <p>3 補助金の交付条件として、補助事業により取得した財産について一定期間処分制限</p>	<p>1 について        年度末になってからの事業執行は極力避ける旨、商工労働部長から課長会議を通じて部内職員に対して指示したことに加え、新産業創造課長からも課内職員に対し改めて指示した(平成18年3月13日)。</p> <p>2 について        新産業創造課において、補助金執行の基本的な事務を確実に実施するためにマニュアルを作成した(平成18年3月13日)。        (1) 交付申請に当たって補助事業者の事業遂行の資金力を確認するための資料添付及び審査について当該マニュアルに明記        (2) 実績報告書には原則として支払証拠書類の写しの添付を求めるべき旨を当該マニュアルに明記        (3) 現地調査において機械類の製造番号や型式を確認、記録し、写真に撮るほか、</p>

<p>を課しているものや、補助金交付後においても報告や届出を義務づけているものがあるが、補助金交付台帳を作成してこれらの条件が適正に順守されているかを管理していくこと。</p> <p>4 交付要綱に「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する規定を設けているが、必ずしも正しく処理されていないので、補助事業者から確認資料を提出させるなどして補助金交付額に誤りのないよう適正に処理すること。</p> <p>5 組織改正に伴う事務事業の所管換えにより、補助事業の交付決定をした課と補助金の額の確定及び現地調査をする課が異なる状況がみられるが、事務事業の正確性を期すとともに責任の所在が不明確とならないように配慮すること。</p>	<p>調査結果を文書で報告すべき旨を当該マニュアルに明記</p> <p>3 について        処分制限財産や報告・届出義務に係る補助条件の遵守について、台帳を作成して管理すべき旨を当該マニュアルに明記した。</p> <p>4 について        消費税等仕入控除税額に係る適正な処理について当該マニュアルに明記した。</p> <p>5 について        事務事業の所管換えの際に、適正な事務処理及び責任の所在の明確化のため、適正に引継を行うべき旨を当該マニュアルに明記した。</p>	
<p>平成16年度子ども創造性育成活動支援事業費補助金</p>	<p>1 交付申請書に交付要綱で定めている添付書類が添付されていないのに交付決定しており、補助金の交付決定の際の審査が適正に行われていない。        (添付されていない書類)        (1) 補助金の交付に関する規程等の写し        (2) 予算議決書の写し        (3) 事業実施主体の組織及び運営に関する規定等の写し</p> <p>2 交付要綱に不明確な規定がある。        (不明確な規定)        交付要綱に「間接補助事業者は、間接補助金により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、補助事業者の承認を受けなければならないものとする。」と規定しているが、取得財産とは何か規定していない。</p> <p>3 実績報告書に少年少女発</p>	<p>交付要綱において添付書類を適切に規定するとともに、添付書類を確実に確認・審査するよう徹底した。</p> <p>交付要綱において、間接補助事業者に係る取得財産の定義を明確に規定することとした。</p> <p>補助事業者(発明協会青森県)</p>

	<p>明クラブごとの補助対象経費の支出内容が記載されていないほか、(社)発明協会青森県支部の補助金についても補助対象経費の支出内容が記載されておらず、実績報告書の内容が不十分である。</p>	<p>支部) に対し、実績報告書への詳細な支出内容の記載を指導するとともに、間接補助事業者(少年少女発明クラブ) から補助事業者に対して支払証拠書類の写しを提出させ、補助事業者において適正に審査するよう徹底した。 また、補助事業者の支出内容が判断できる書類を実績報告書に添付させることとした。 また、18年度からは、この取扱いを交付要綱等に明記することとした。</p>		<p>に係る支払証拠書類の写しを添付させることとし、交付要綱上明記すること。</p>	<p>上明記することとした。</p>
	<p>4 (社)発明協会青森県支部に対する現地調査が適切に行われていない。 (現地調査が適切でない点) (1) 実績報告書が提出される前に調査していること。 (2) 間接補助事業者である少年少女発明クラブから(社)発明協会青森県支部に提出されている実績報告書に支払証拠書類が添付されていないため、少年少女発明クラブの支出内容について実効性のある調査がされていないこと。</p>	<p>3月に現地調査を実施するとともに、実績報告書の提出後には、実績確認のための現地調査を改めて実施することとした。 また、間接補助事業者(少年少女発明クラブ) から補助事業者(発明協会青森県支部) に対して支払証拠書類の写しを提出させ、実効性のある調査を実施することとした。</p>	<p>平成16年度青森県地域新産業創出総合支援事業費補助金</p>	<p>【監査結果に添える意見】 実績報告書に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させていないうえ、補助事業者に対する現地調査も行わずに補助金の額の確定をしているので、実効性のある方法により確認をしたうえで補助金の額の確定をすること。</p>	<p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されており、当該課において、必要な変更承認手続をとることとし、来年度以降は、承認を要する変更に係る条件を適切なものに見直した上で要綱を制定することとした。</p>
<p>平成16年度青森県特許情報利用促進事業費補助金</p>	<p>1 (社)発明協会青森県支部に対する現地調査が適切に行われていない。 (現地調査が適切でない点) (1) 実績報告書が提出される前に調査していること。 (2) 現地調査後の支出556,319円について調査していないこと。</p>	<p>3月に現地調査を実施するとともに、実績報告書の提出後に全ての実績を確認するため、改めて現地調査を実施することとした。</p>	<p>平成16年度青森県地域新産業創出総合支援事業費補助金</p>	<p>【監査結果に添える意見】 1 実績報告書に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させていないうえ、補助事業者に対する現地調査も行わずに補助金の額の確定をしているので、実効性のある方法により確認をしたうえで補助金の額の確定をすること。 2 平成17年度から担当課が新産業創造課から工業振興課に移ったことに伴い、平成16年度に係る実績報告書の收受以降の事務を工業振興課で行っているが、補助金の額の確定にあたり実績報告書の内容を十分に確認しているとは認めがたいことから、事務の引き継ぎにあたってはこのような問題</p>	<p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されており、当該課において、現地調査により証拠書類等の原本を確実に確認することとした。</p> <p>事務の移管に際しては、事務事業の正確性を期すとともに、責任の所在が不明確とならないよう、事務引継を適切に行うこととした(平成18年3月16日付け商工労働部長通知)。</p>

平成16年度青森県環境・エネルギー関連技術開発補助金	<p>が生じないよう留意すること。</p> <p>【監査結果（共通）】</p> <p>1 平成17年3月7日に開催した「青森県環境・エネルギー関連技術開発補助金事業認定委員会」（県職員3名、有識者2名の計5名で構成。以下「認定委員会」という。）において、東北東京鐵鋼(株)と(株)コーミックスジャパンを補助金交付対象者として妥当と認定しているが、審査基準である「事業を確実に遂行するために必要な人員及び設備の確保が適切であるか」、「環境・エネルギー分野における新製品の生産、販売又はサービスの提供を目標としているか」、「環境・エネルギー産業創造特区内で行われる予定の研究開発であるか」、「研究開発の成果の利用が具体的に計画されているか」の諸点に対して認定委員会がどのような判断の基に(株)コーミックスジャパンを妥当と認定したのかが問題となるものの、会議録が作成されていないため不明である。</p> <p>2 交付申請書に青森県補助金等の交付に関する規則及び本件補助金交付要綱で定めている添付書類が添付されていないのに交付決定しており、補助金の交付決定の際の審査が適正に行われていない。 (添付されていない書類)</p> <p>(1) 申請者の営むおもな事業（法人登記簿を添付させているが、(株)コーミックスジャパンの法人登記簿は交付決定日後に提出されている。)</p>	<p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されており、当該課においては、議事録を作成し、保管している。 また、新産業創造課においては、今後、審査会等の会議の開催結果については、議事録を作成し、呈覧し、保管することを徹底した。</p> <p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されているが、当該課において、交付決定の際の審査を適正に行っている。 また、新産業創造課においては、今後、交付決定に際して、定められた添付書類の確認を徹底し、審査を適正に行うこととした。</p>		<p>(2) 申請者の資産及び負債に関する事項（認定委員会の際の資料として直近2期分の事業報告書又は決算報告書が添付されているが、交付申請書には添付されていない。なお、(株)コーミックスジャパンの決算報告書は社名が異なっており、社名変更したためとの説明を受けたが確認資料が添付されていない。)</p> <p>(3) 補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法</p> <p>(4) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項</p> <p>(5) 機械装置・工具器具・備品費及び外注加工費の見積書（添付されていないものがあるほか、交付決定日後に提出されているものがある。)</p>	<p>3 交付決定の決裁が適正に行われていない。 (適正でない点)</p> <p>(1) 部長決裁とすべきところを次長が代決している。(決裁日当日、部長出勤。)</p> <p>(2) 出納長合議するべきところをしていない。</p> <p>4 補助金の額の確定の決裁が適正に行われていない。 (適正でない点)</p> <p>課長決裁とすべきところをグループリーダーが代決している。 (決裁日当日、課長出勤。)</p> <p>5 補助金の額の確定にあたり現地調査しているが、調</p>
----------------------------	--	---	--	--	--

<p>査結果が文書で報告されていないため現地で調査した内容が不明である。</p>	<p>が、当該課において、現地調査の結果を文書で報告することとした。 また、新産業創造課においては、今後、現地調査の結果については文書を作成し、報告・呈覧し、保管することを徹底した。</p>	<p>の合計額の2分の1を補助金額として確定しており、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱いが適正でないため補助金確定額に誤りがある。</p>	
<p>【監査結果（株）コーミックスジャパン】 1 補助事業を実施する資金に問題があるのに交付決定している。 (資金に問題がある点) 認定委員会時の添付資料である直近2か年の決算報告書からは事業を実施するだけの資金はないと判断される。</p>	<p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されているが、当該課において、補助事業者の資金を慎重に審査している。 また、新産業創造課においては、今後、補助事業者の資金について、関係資料を徴取し、慎重に審査することとした。</p>	<p>【監査結果に添える意見】 1 認定委員会の会議録を作成すること。</p>	<p>審査会等の会議の開催結果については、議事録を作成し、呈覧し、保管することを徹底した。</p>
<p>2 現地調査が適切でないほか、調査結果が文書で報告されていない。 (現地調査が適切でない点) (1) 高額機械である含浸装置の確認をしたということであるが、結果的に全く別な機械を見せられており、調査方法に問題があること。 (2) 防水処理装置については確認をしておらず、現地にあったのかさえ不明であること。</p>	<p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されているが、当該課において、現地調査の結果を文書で報告することとした。 また、新産業創造課においては、今後、現地調査を適正・確実に実施するため、その留意事項を定め、徹底した。</p>	<p>2 交付要綱で補助事業によって取得した財産について処分制限を課しているが、補助金交付後に処分制限を受ける財産の状況確認をしていないので確認すること。</p>	<p>処分制限財産に係る補助条件の遵守について、台帳を作成して管理することとし、その統一様式を定めた。</p>
<p>3 実績報告書の審査が不十分である。 (実績報告書の審査が不十分な点) (1) 事業の一部が行われていないことが記載されているにもかかわらずそのまま補助金の額の確定をし、補助金を交付している。 (2) 補助対象経費の中に税込金額のものと税抜金額のものがあるにもかかわらず税込金額と税抜金額</p>	<p>本件補助金は、平成17年度から工業振興課に移管されているが、当該課において、実績報告書の審査を十分に行うこととした。 なお、新産業創造課においては、今後、実績報告書の審査を適正に実施することを徹底するとともに、消費税等仕入控除税額の処理について留意事項を定め、徹底した。</p>	<p>3 交付要綱で補助事業者が補助事業に関して産業財産権を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願等した場合届出を義務づけているが、出願等の有無にかかわらず毎年報告書を提出させ確認すること。</p>	<p>産業財産権に係る毎年の報告について交付要綱に規定することとした。</p>
		<p>4 実績報告書に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させることとし、交付要綱上明記すること。</p>	<p>補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させる旨を交付要綱に規定することとした。</p>
		<p>5 本件補助事業は2年度にまたがる事業についても対象としており、16年度に交付した2社についても16年度、17年度の2年度にまたがって事業を実施する計画で交付申請され、交付決定しているが、2社とも17年度は事業を実施していない。 16年度に交付した補助金自体は16年度の事業実施分ということで交付していることから、16年度の事業を実施していれば17年度に事業を実施しなくても16年度の補助金は返還しなくても</p>	<p>複数年度にまたがることを前提とした補助金にあつては、一定の条件を付すことを検討し、必要なものについては補助要綱に条件として明記することとした。</p>

	<p>よいとしているが、2年度にわたって事業を実施するという内容で交付決定していることからすると、補助金交付の条件として、初年度で事業を中止したことにより当初の目的を達成することが不可能となった場合は、補助金の一部返還を求めることができる旨の条件を付すことについて検討すること。</p>	
<p>平成16年度青森県医療・福祉関連産業創出育成支援事業費補助金</p>	<p>【監査結果（共通）】 1 交付要綱で補助対象事業を一般枠、研究成果育成枠、特別用途食品枠に区分し、研究成果育成枠については「県内の大学等若しくは公設試験研究機関又は産学官の共同研究による研究成果を活用して中小企業者等が医療・健康・福祉に関連する商品の試作を行う事業」と規定しているが、交付申請書に商品の試作に関して明確に記載されていないものや実績報告書にどのような商品の試作を行ったかが明確に記載されていないものがあり、補助金の交付決定及び額の確定の際の審査が適切に行われていない。 交付先7件、うち一般枠2件、研究成果育成枠4件、特別用途食品枠1件。 交付申請書に商品の試作に関して明確に記載されていないうえ、実績報告書上どのような商品の試作を行ったかが明確でないもの（かねさ(株)、(株)ダイレクトコミュニケーションズ） 実績報告書上どのような商品の試作を行ったかが明確でないもの（株）ジョイ・ワールド・パシフィック）</p>	<p>補助事業者に対し、交付申請書及び実績報告書の適切な記載について指導していくこととした。</p>

<p>【監査結果（かねさ(株)）】 H17.4.22に現地調査しているが、同年4月27日支払予定の件費134,860円について支払証拠書類の確認をせず補助金の額の確定をしている。</p>	<p>現地調査の際に確認できなかった支払証拠書類については、後日写しの提出を求めるなど適切な調査に努めることとした。</p>
<p>【監査結果に添える意見】 1 交付申請書に添付させている見積書や実績報告書に添付させている支払実績書については、添付を求めるのであれば交付要綱等に明記すること。</p>	<p>添付を求める書類を検討・整理の上、交付要綱等において明記することとした。</p>
<p>2 交付要綱で補助事業によって取得した財産について処分制限を課しているが、補助金交付後に処分制限を受ける財産の状況確認をしていないので確認すること。</p>	<p>処分制限財産に係る補助条件の遵守について、台帳を作成して管理することとし、その統一様式を定め、管理状況の確認を行うこととした。</p>
<p>3 交付要綱で補助事業者が補助事業に関して工業所有権を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願等した場合届出を義務づけているが、届出の有無にかかわらず毎年報告書を提出させ確認すること。</p>	<p>産業財産権について、その出願の有無にかかわらず報告書の提出を交付要綱上で規定するなど、毎年度確認を求めることとした。</p>
<p>4 実績報告書に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させることとし、交付要綱上明記すること。</p>	<p>補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添付させる旨を交付要綱に規定することとした。</p>